

健康診査等補助金支給規程

(目的)

第1条 この規程は、兵庫県建築健康保険組合(以下「組合」という。)の被保険者及び被扶養者が健康診査等を受け費用を負担したときは、又は事業主が特定健康診査に係る定期健康診断を実施し、その健診結果データを組合に提供したときは、その費用の一部を補助することにより、健康診査等を奨励し、健康管理及び疾病予防に資することを目的とする。

(健康診査等の範囲)

第2条 組合が補助する健康診査等の範囲は次のとおりとする。

- (1) 特定健康診査に係る定期健康診断補助
 - (2) 人間ドック補助
 - 1泊2日
 - 日帰り
 - 2時間
 - (3) 郵送自己検診補助
 - 子宮頸癌検診
 - 肺癌検診
 - 大腸癌検診
 - 胃癌リスク検診
 - 前立腺癌検診
 - B型肝炎検査
 - C型肝炎検査
 - (4) 癌検診補助
 - 乳癌検診
 - 子宮頸癌検診
 - 肺癌検診
 - 大腸癌検診
 - 胃癌検診
 - PSA検査
 - CEA検査
 - AFP検査
 - CA19-9検査
 - CA125検査
 - (5) インフルエンザ予防接種補助
- (補助金の支給要件)

第3条 補助金の支給要件は次のとおりとする。

- (1) 特定健康診査に係る定期健康診断補助
 - 事業年度において、40歳以上75歳未満の年齢に達する被保険者を対象として、健診費用の一部を、事業主に補助する。なお、事業年度4月2日以降の被保険者資格取得者、事業年度4月2日以降の被保険者資格喪失者で健診日に被保険者である者は補助の対象とする。
- (2) 人間ドック補助
 - 事業年度4月1日現在40歳以上の被保険者・被扶養者を対象として、健診費用の

一部を補助する。

(3) 郵送自己検診補助

被保険者・事業年度4月1日現在30歳以上（子宮頸癌検診は20歳以上）の被扶養者を対象として、検診費用の一部を補助する。

(4) 癌検診補助

被保険者・事業年度4月1日現在30歳（子宮頸癌検診は20歳）以上の被扶養者を対象として、検診費用の一部を補助する。

(5) インフルエンザ予防接種補助

被保険者・被扶養者を対象として、接種費用の一部を補助する。

（補助金の支給限度額及び回数）

第4条 補助金の支給限度額は次のとおりし、1事業年度に1回とする。ただし、1泊2日人間ドックについては2年度に1回とし、郵送自己検診補助のB型肝炎検査・C型肝炎検査については、被保険者・被扶養者期間中に1回とする。

(1) 特定健康診査に係る定期健康診断補助

健診費用のうち、補助対象被保険者1人当たり3,000円以内の実費に、健診結果データをXMLにより作成した費用の実費を加算した額を補助する。

(2) 人間ドック補助

1泊2日

被保険者補助額 20,000円

被扶養者補助額 20,000円

日帰り

被保険者補助額 10,000円

被扶養者補助額 10,000円

2時間

被保険者補助額 10,000円

被扶養者補助額 10,000円

(3) 郵送自己検診補助

検査器具送付費用、検体返送費用及び検査処理費用の合計額から次の自己負担金を控除した額を補助する。

子宮頸癌検診 1,000円

肺癌検診 1,000円

大腸癌検診 0円

胃癌リスク検診 1,000円

前立腺癌検診 1,000円

B型肝炎検査 500円

C型肝炎検査 1,000円

(4) 癌検診補助

1癌検診（1腫瘍マーカー）毎に、1人当たり3,000円以内の実費を補助する。

(5) インフルエンザ予防接種補助

接種者1人につき、1回接種した場合は1,500円以内の実費を、2回接種した場合は3,000円以内の実費を補助する。

（実施時期）

第5条 補助金事業の実施時期は次のとおりとする。

(1) 特定健康診査に係る定期健康診断補助

4月～翌年3月

- (2) 人間ドック補助
4月～翌年1月
 - ・申込受付期間 4月1日～12月25日
 - ・受診期間 4月1日～翌年1月末日
- (3) 郵送自己検診補助
9月
 - ・申込受付期間 9月1日～11月末日
 - ・採取器具返送締切日 事業年度1月末日
- (4) 癌検診補助
4月～翌年2月
- (5) インフルエンザ予防接種補助
9月～翌年2月

(請求手続き等)

第6条 補助金の請求手続き等は次のとおりとする。

- (1) 特定健康診査に係る定期健康診断補助
実施機関は、事業主が希望する健診機関とし、所定の請求書により、事業年度3月末日までに請求する。
- (2) 人間ドック補助
健診料金から組合補助額を控除した額が利用者負担金となり、組合が作成した納付書により利用者負担金を納付する。
- (3) 郵送自己検診補助
検査器具送付費用、検体返送費用及び検査処理費用の合計額から自己負担金を控除した額を補助することとし、委託業者から送付された振込用紙により自己負担金を振り込む。
なお、「郵送検診申込書」の受付、自己負担金の受領、検診、検診結果の通知を委託業者に委託する。
- (4) 癌検診補助
実施機関は、被保険者・被扶養者が希望する検診実施機関とし、所定の請求書により、事業年度2月末日までに請求する。
- (5) インフルエンザ予防接種補助
実施機関は、被保険者・被扶養者が希望する医療機関とし、所定の請求書により、事業年度2月末日までに請求する。

(支払い)

第7条 補助金の支払いは、事務費の軽減を図るために、原則として、事業所の所定の口座にまとめて振り込む。

(補助金支給事業の周知)

第8条 補助金支給事業は、限られた財源により実施するので、毎年度、予算組合会において承認を得、請求手続き等具体的な内容について事業所に通知するとともに、組合のホームページに掲載し、周知を図る。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。